

妙蓮寺日眼著

## 五人所破抄見聞の価値

——二箇相承の成立に關し——

宮 崎 英 修

富士門流の所伝では、興師は宗祖の嫡弟として本因妙抄百六箇相承の両巻血脉、身延相承・池上相承といわれる二箇相承の付属を受け、弘安五年十月、宗祖入滅の時より正応元年（改元弘安十一年）（一二八八）十二月、身延離山に至る六年間、身延の惣貫首として居住されていたといふ。

これについては既に知悉のことであるが、第一に歴史的事実の上から、第二に付属された相承の文献批判より見て根本的に成立の典拠を失っている。

まず歴史的事実については日蓮教団全史上（P五二、P五八、P六七）に詳細に論及しておいたからこれに譲る。

次に本因妙抄、百六箇相承については大石寺の故堀日亨師はこの両巻血脉の一々の条目につき、二本線、一本線の傍線と、線をひかぬ分の三つに区別し、二本線は疑義あり、一本線には支障のない加筆分、線を引かぬ所は支障のない箇所と区別されているが、これは本書が偽作であることを認めたことに外ならない。しかもなお本書の正当性を強調しようとして創価学会編の新編日蓮大聖人御書全集には不都合なところ、即ち二本線の傍線箇所は削除し、一本線の箇所も傍線をとって従来普通の形態に直してしまった。①こうして原本と異なるものに造りかえたが、この措置は後人を迷わさしめぬためであるといふ。ともあれ、これによって両巻血脉は自から、文献的価値を喪失したものと見えう。

二箇相承は宗祖滅後百四五十年ごろの成立であるが、これについて大石寺流ではこの書は日興が宗祖より付属されたもので正本の存したことは要法寺日辰が原本の通りに臨写したものの存していることで証明でき、身延派では祖滅百四五十年ごろの成立というけれども、祖滅約百年の康曆

二年（一三八〇）妙蓮寺日眼の書である五人所破抄見聞に二箇相承の文が見えるから妄論である。②そしてこの相承の正本は天正十年（一五八二）二月六日、重須本門寺の靈宝が武田氏及び西山本門寺の衆徒に盗奪われて紛失したものであるといつて反論している。

さて、正本の存した唯一の証拠となる日辰の臨写は日辰の極書と共に江戸期に版行され現在では稀覯本であるが七八年前、創価学会刊行の聖教グラフに写真で大々的に紹介され、堀師もその詳伝（P一五三）に原寸、形態を紹介されたものである。然るに、この正本臨写の版という池上相承を委細に見ると「日興為身。遠山久遠寺別当」とある。身。延。山は「シンエンザン」と発音するからこれを同様の発音「身。遠。山」としてしまった。身延は「ミノブ」と読んで「シンエン」という読み方は宗祖には全くない。この事情を知らぬ後代の偽作者が普通の山号の如くに読みならわしていたため「延」を「遠」と書きしるしたものであろう。大石寺でいう正本とはかかるものである。

次に妙蓮寺日眼の著書に二箇相承が載せられているとい

うが、これは日眼の名に仮托した偽書で、論証の依拠にならぬものである。これについては後に詳論する。

第三に二箇相承の正本は天正十年に紛失してしまったというが、これより二十八年後の慶長十六年十二月十五日、家康に真筆を御覽に供した事実がある。

今晩富士本門寺校割、二箇相承 日 蓮 筆 後藤少三郎備御覽、其詞云、釈尊五十年弘法、日蓮阿闍梨、日興附屬之云々、是以按之、日蓮爾前之教不捨事分明、後來至末派、暗二本源而僅以四十年未顯真実之一語、爾前之教、可棄損之、是非祖師立本意者也、於御前有沙汰

これは後藤庄三郎光次が慶長十六年より二十年にわたって駿府の出来事を記した駿府記の記事である。紛失したはずの二箇相承、聖人直筆というものがまた出てきている。このようにして偽筆、謀筆を察生させているさまは、その熾烈な妄執を覚えさせかえって凄惨でさえある。

さて、本論の五人所破抄見聞の真偽についてのべよう。

本書は日蓮宗宗学全書興尊集、富士宗学要集等に載せられ

ているが、本書の著者日眼は南条時光の子と伝え、下条妙蓮寺三世となつて住し至徳元年（一三八四）二月二十二日入寂という。世寿は不詳、著書はこの見聞のみである。

この見聞には冒頭の題号の下に「釈日眼述」とあり、奥書に

伝写本云康暦二庚申年六月四日書畢。本化末弟日眼判

（宗全二P五三五）（富宗要四P二六）

と記している。一般にこのような年記の書き方は直ちに時代的通格の批判対照になる。このように年号、年数、干支、年月日という書方は戦国時代の末ごろから稀に見られ始め、江戸期に入つて間もなく一般的になるものであつて鎌倉時代、室町時代の通格は

康暦二年庚申六月四日

と記し決して

康暦二庚申年六月四日

とは書かない。この年記記載については、この見聞の本書「五人所破抄」についても、これを日順の著とする従来の所説を否定し、日代の著とすべきを論じた拙稿「興門初期

の分裂と方便品読不誦論—五人所破抄の著者について—」（大崎学報一二二号）を参照されたい。

次に「日興奏ニ公家、訴ニ武家云」の文を註する条下に総ジテ公家伝奏ト云テ当御代ハ勸修寺殿、広橋殿下ト伝奏衆ヲイフナリ（宗全二P五一八富宗要四P二二）

と記している。伝奏（テンソウ）とは親王家、摂家、及び武家、寺社等の奏請を伝奏することを司どる公卿の役で、古事類苑の指摘によれば安徳天皇の時、院の伝奏があつたといひ、天皇の為の伝奏は建武中興の時始めて制せられたといふ。建武年間記の伝奏詰番によれば、

一番 二、三、十二、十三、廿二、廿三日菊亭前右大臣兼季 万里小路一位宣房（大納言）三条中納言右京大夫洞院左衛門督実世（権中納言）大式経顕（勸修寺・参議）二番 四、五、十四、十五、廿四、廿五日久我刑部卿

（前右大臣・長通）堀川大納言（具親）侍従中納言大

藏卿（三条公明）四条中納言修理大夫隆資 右大弁宰相

清忠（坊門）三番 七、八、十七、十八、廿七、廿八日

洞院右大臣公賢 葉室前権大納言按察使長隆 前民部卿

別当光経（九条） 中御門前中納言冬定 左大弁宰相実治（三条）

四番 十、十一、廿、廿一、廿九、卅日 吉田前内大臣 民部卿定房 三条前大納言宮内卿（実忠） 文章博士

（前中納言平維繼） 中御門前宰相経宣 日野宰相資明（群書類従 十七雜部）

等二十名の公卿が任ぜられている。ただし、南北対立するに至り消滅した。

さて足利幕府のころになると武家伝奏、寺社伝奏が設けられ、また即位、改元、凶事等には臨時に伝奏がおかれ、ところで、武家伝奏は正長元年（一四二八）にはじめて設けられている。

正長元二、十一 裏松養資（日野、権中納言）

同 同 万里小路時房（権大納言）

同 同 勸修寺経興（経成、権中納言）

この三人の在任期間は明らかでないが、この年より八年後の永享八年（一四三六）広橋権中納言兼卿が武家伝奏に任ぜられたが、十月十七日、將軍養教は兼卿の伝奏を免じて

参議左中将中山定親に代え、兼卿の所領を没収して定親及び権中納言正親町三条実雅に分ち与えている。<sup>③</sup>爾来、定親は文安五年（一四四八）三月まで伝奏を勤めたが、その間嘉吉三年（一四四三）十一月二十二日、前内大臣万里小路時房が再任され、正親町三条実雅も共に任ぜられている。但し、この二人の在任期間は不明であるが、一兩年の任期でもあったが、その後は中山定親のみが出ている。文安五年、定親がやめてのち、武家伝奏はおかれなかったようであるが、文安五年より二十年後、応仁元年（一四六七）前権中納言広橋綱光が伝奏に任ぜられ、三年後の文明二年（一四七〇）前権中納言勸修寺教秀が加えられ、文明九年まで綱光、教秀の二人で勤めている。文明九年二月当時権大納言綱光が没したのでその子参議兼頭が任ぜられたが、わずか三年にして文明十一年に没したので、日野政資が代って任につき、勸修寺教秀、日野政資の二人が爾来約二十年間、明応四年（一四九五）政資、同五年教秀の没年までつとめている。<sup>④</sup>

但し、この記事の中納言日野政資は公卿補任によれば二

十七才の没で、文明十一年は十一才、伝奏になるには年も官位も備わっていないから誤記であろう。今、この糺明はにおいて、この二人の代わりには翌五年高倉永康、同年教秀の子権中納言政頭が伝奏となったが、その後は参議北畠晴具が享祿元年（一五二八）に任せられ広橋家と共に勤めたこともあるが、永正のころからは大体、広橋、勸修寺両家がつとめることが多くなっている。

さて、五人所破抄見聞には、前述の如く「総ジテ公家ノ伝奏ト云テ当御代ハ勸修寺殿、広橋ナド伝奏衆ヲイフ也」とある。武家伝奏が設けられたのは正長元年（一四二八）で所破抄見聞が著わされたと伝える康暦二年（一三八〇）より四十八年ものちのことであり、而もそれは日野（号裏松）、万里小路、勸修寺の三家で、これは短期間であったようである。勸修寺、広橋二家が任せられるのはこの時より四十二年も後、文明二年（一四七〇）以降で、それも九年間その後は二家が共に任せられるのは、まだまだ後のことである。

所破抄見聞の記事によれば、勸修寺、広橋の両伝奏はあ

たかも世間一般周知の役柄のように記されている。このよ  
うな表現をするのは室町末期の永正年間（一五〇〇ころ）  
以降のことでこうした伝奏衆が百四、五十年前に存するは  
ずはない。当然、本書は勸修寺、広橋両伝奏の存在が周知  
のこととなった時代の産物といわねばならぬ。そしてもし  
かりに、所破抄見聞が勸修寺、広橋両家が始めてつとめた  
時代、文明初年に著わされたとしても、康暦二年より九十  
年ものちの事でなければならぬ。

以上、年記の譏語、伝奏の設置時期及び人名の点から考  
えると、本書を妙蓮寺日眼の著とすることはできない。日  
眼の著と称せられるものは本書のみで他には残っていない  
が、恐らく後人が日眼の出自が南条氏という大石寺にとっ  
て名門であるところから著者不詳の本書をこの人に仮托し  
たか、或は他に日眼なる人があってこの人の著書が同名の  
妙蓮寺日眼にふりかえられたものであろうか。そして本書  
は如何に早くとも文明二年以降でなければ作られないもの  
である。

従って、日蓮正宗の人々が本書に「日蓮聖人之御付属弘

安五年九月十二日、同十月十三日ノ御入滅ノ時ノ御判形分明也」と宗祖滅後九十九年の康暦二年に著わされた所破抄見聞に明示されている以上、「二箇相承は身延派では宗祖滅後百四十年頃の成立」という妄論は成立しないこと明白である。②という反論は全然価値を有しないものであること、これまた明白である。

註① 富士宗学要集(相伝部)P一、P九、P二五日蓮正宗新編日蓮大聖人御書全集 P八五四の両本を比較対照せよ、堀日亨富士日興上人詳伝 P五二二  
 ② 創価学会編 創価学会批判の妄説を破す P四七 堀日亨富士日興上人詳伝 P一五六  
 なお二箇相承の最古の写本は、本是院日叶(京都住本寺僧)のち左京阿闍梨日教といひ、大石寺日有に帰した人の著に出るもので、大石寺に帰伏する以前の著「百五十箇条」第十一條にあり。(1)現行本即ち宗学全書第二卷三三頁、富士宗学要集、新編日蓮大聖人御書全集に載せられたものと、少し文言に異同あるもの。

(向長享二年(一四八八)六月十日著「類聚翰輪集」と、翌延徳元年十一月四日時の大石寺主日鏡の命によって著した「六人立義抄私記」(上)には現行本と反対、即ち同書弘安五年九月十三日の相承は現行本十月十三日の池上相承であり、同書の十月十三日の相承は現行本九月 日(日付は書いてない)相承の身延相承である。  
 このように大石寺でやかましくいう二箇相承には二種類、文句

の出入の相違するのをあげると三種或は四種類にもなる。  
 ③ 史料総覧 永享八年十一月十七日  
 看聞御記、公卿補任  
 ④ 日本史大年表  
 読史備要  
 読史総覧

The Human Image of "the Existence of Enlightenment who made his appearance from the Essential Earth"  
 — ITS STIPULATIONS —

地涌の人間像(その規定性)

——法華の人間観——

大 嶋 忠 雄

「人間、この不可解なるもの」という懐疑は人間によってのみたれるものである。人間が自らを反問するということは、人間の意識の段階において(人間精神発達史)特殊なものである。すなわち「ある一定の段階にある意識」